

施設利用中止期間延長のお知らせ

平素より豊明市福祉体育館、勅使会館、市内体育施設ならびに豊明市学校スポーツ開放をご利用いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大予防の為、施設の利用中止期間の延長が決定いたしましたので、下記の通り臨時休館となります。

引き続き臨時休館中は窓口業務（鍵の貸し出し含む）を行いません。

営業再開及び内容に変更が出た場合はホームページにてご案内いたします。

ご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

記

【施設利用中止及び臨時休館期間】

5月31日（日）まで

※ 福祉体育館においては6月1日（月）は通常休館日です

【利用中止施設】

- 豊明市福祉体育館…全館（老人福祉センター、中央児童館含む）
- 勅使会館（弓道場、TBG場、デイキャンプ場含む）
- 勅使グラウンド ●山田グラウンド ●勅使テニスコート
- 豊明市テニスコート（落合、西川、浄化センター）
- 豊明市内公園グラウンド…全て
- 豊明市内各小学校…運動場、体育館
- 豊明市内各中学校…運動場、体育館、武道場

※上記につきましては、今後の状況により変更させていただく場合がございます。

※福祉体育館で行う業務（鍵の貸し出し等）については6月2日（火）より再開予定となります。

※学校スポーツ開放の5月は利用不可となりますので利用許可書の配布はいたしません。

※スポーツ保険は、営業再開後、利用日初日までに提出してください。

※臨時休館中のお問い合わせ時間は9：00～17：00となります。